

令和5年4月
盛岡広域環境組合議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年4月10日（月） 午後2時45分開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 発議案第1号 盛岡広域環境組合議会会議規則について
- 第6 発議案第2号 盛岡広域環境組合議会傍聴規則について
- 第7 発議案第3号 盛岡広域環境組合管理者の専決処分事項を定める条例について
- 第8 発議案第4号 盛岡広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例について
- 第9 議案第1号 盛岡広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第10 議案第2号 盛岡広域環境組合の事務所の位置を定める条例ほか16件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第11 議案第3号 令和4年度盛岡広域環境組合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第12 議案第4号 令和5年度盛岡広域環境組合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて

- 第13 議案第5号 盛岡広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務の共同処理について岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第14 議案第6号 盛岡広域環境組合監査委員の選任の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第15 議案第7号 盛岡広域環境組合公平委員会委員の選任の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第16 議案第8号 盛岡広域環境組合公平委員会委員の選任の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第17 議案第9号 盛岡広域環境組合公平委員会委員の選任の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第18 議案第10号 盛岡広域環境組合議会定例会の回数を定める条例について
- 第19 議案第11号 盛岡広域環境組合行政不服審査条例について
- 第20 議案第12号 盛岡広域環境組合情報公開条例の全部の改正について
- 第21 議案第13号 盛岡広域環境組合個人情報保護に関する条例について
- 第22 議案第14号 盛岡広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 第23 議案第15号 盛岡広域環境組合財政状況の公表に関する条例について
- 第24 議案第16号 盛岡広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について
- 第25 議案第17号 盛岡広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例について
- 第27 議案第18号 盛岡広域環境組合施設整備検討委員会条例について
- 第28 議案第19号 令和5年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第20号 指定金融機関の指定について
- 第30 議案第21号 盛岡広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の専決処分に関し承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	中野孝之助君	2番	豊村徹也君
3番	遠藤政幸君	4番	高橋重幸君
5番	庄子春治君	6番	関治人君
7番	高橋悦郎君	8番	藤原治君
9番	日向裕子君	10番	小田島清美君
11番	岩持清美君	12番	坂下栄一君
13番	山崎邦廣君	14番	鈴木満君
15番	松山宗治君	16番	朽木元治郎君
17番	北條聡君	18番	戸塚美穂君
19番	谷上知子君	20番	村松信一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者（盛岡市長）	谷藤裕明君
副管理者（八幡平市長）	佐々木孝弘君
副管理者（滝沢市長）	武田哲君
副管理者（雫石町長）	猿子恵久君
副管理者（葛巻町長）	鈴木重男君
副管理者（岩手町長）	佐々木光司君
副管理者（紫波町長）	熊谷泉君
副管理者（矢巾町長）	高橋昌造君
副管理者（盛岡市副市長）	中村一郎君
会計管理者（盛岡市会計管理者）	長澤晋君
事務局長（盛岡市環境部長）	小原勝博君
事務局次長（盛岡市環境部次長）	森田晋君
総務課長	菊池与志和君
施設課長	藤原司君

職務のために議場に出席した者

書記長

菊池 与志和

書記

関 宏 典

書記

藤原 成章

書記

金野 修

書記

中村 晴光

書記

中嶋 亮

会議内容

午後2時45分 開 会

◎臨時議長（谷上知子君） これより令和5年4月盛岡広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程の報告に入ります。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

議事につきましては、本議会に発議案第1号で提案される予定の「盛岡広域環境組合議会会議規則（案）」に準じて進行してまいります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（谷上知子君） 御異議なしと認めます。

よって、議事は「盛岡広域環境組合議会会議規則（案）」に準じて進行いたします。

なお、傍聴は本議会に発議案第2号で提案される予定の「盛岡広域環境組合議会傍聴規則」の制定後からとしておりますので、御了承願います。

日程第1、仮議席を指定します。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（谷上知子君） 御異議なしと認めます。

日程第2、盛岡広域環境組合議会議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（谷上知子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、臨時議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（谷上知子君） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長には、遠藤政幸君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長において指名しました遠藤政幸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎臨時議長（谷上知子君） 御異議なしと認めます。

よって、遠藤政幸君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました遠藤政幸君が議場におられますので、本席から告知します。

ただいま告知をしました遠藤政幸君から御挨拶があります。その場でお願いいたします。

◎3番（遠藤政幸君） 議長。

◎臨時議長（谷上知子君） 3番遠藤政幸君。

◎3番（遠藤政幸君） 盛岡広域環境組合議会議長への就任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま盛岡広域環境組合発足以来、最初の議会におきまして、私が議長の責を負うことになり、その任務の重大さを痛感しているところであります。

議長の職務は、議会の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表すると地方自治法に定められておりますが、議員各位の御協力なくして議会運営を円滑に進めていくことはできません。

私は、盛岡広域環境組合の円滑な事業実施のため、議会運営に誠心誠意努力してまいりたいと存じており、議員各位におかれましては諸施策に係る建設的かつ活発な議論をお願いしたいと思っております。

議員各位の心からの御支援、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎臨時議長（谷上知子君） ありがとうございます。

遠藤政幸君は、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

〔議長、臨時議長と交代〕

午後 2 時52分休憩

午後 2 時54分再開

◎議長（遠藤政幸君） 会議を再開します。

ただいま配付されました追加議事日程により進めます。

追加議事日程第 1、議席の指定を行います。議席は、ただいま御着席のとおり指定します。

追加議事日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において、1 番中野孝之助君、2 番豊村徹也君の 2 名を指名いたします。

追加議事日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日と決定しました。

追加議事日程第 4、盛岡広域環境組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には、小田島清美君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました小田島清美君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 御異議なしと認めます。

よって、指名のとおり、小田島清美君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小田島清美君が議場におられますので、本席から告知します。

ただいま告知しました小田島清美君から御挨拶があります。

◎10番（小田島清美君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 10番小田島清美君。

◎10番（小田島清美君） ただいま皆様方の御推挙を賜りまして、盛岡広域環境組合議会副議長の重職を担うことになり、責任の重さを痛感しているものでございます。

皆様方のお力添えをいただきながら、議会の運営はもとより、盛岡広域圏のごみ処理広域化の円滑な事業推進のために、誠心誠意努力する所存でございます。

議員皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いたいします。

◎議長（遠藤政幸君） この際、今期臨時会の招集に当たり、盛岡広域環境組合管理者から御挨拶があります。

◎管理者（谷藤裕明君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 谷藤管理者。

◎管理者（谷藤裕明君） このたび管理者を仰せつかりました盛岡市長の谷藤でございます。一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年度初めの大変お忙しい中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、盛岡広域環境組合は、盛岡広域8市町の区域内におけるごみ処理に関する事務を共同処理することを目的として、本年2月1日に設置した一部事務組合であります。

本日の臨時会は、組合の設置後、初めての開催となるものでありますが、人事議案や予算議案など、組合を運営していく上で欠かすことのできない各般の重要な議案につきまして、御提案申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますよう

お願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議長（遠藤政幸君） 追加議事日程第5、発議案第1号「盛岡広域環境組合議会会議規則について」から追加議事日程第8、発議案第4号「盛岡広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例について」まで、4件を一括議題とします。

お諮りします。発議案第1号から発議案第4号までの4件については、提案理由の説明、質疑、意見、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これより採決に入ります。

発議案第1号「盛岡広域環境組合議会会議規則について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

発議案第2号「盛岡広域環境組合議会傍聴規則について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

傍聴人入室のため、暫時休憩します。

午後3時00分休憩

~~~~~

午後3時02分再開

◎議長（遠藤政幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

発議案第3号「盛岡広域環境組合管理者の専決処分事項を定める条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

発議案第4号「盛岡広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第9、議案第1号「盛岡広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題とします。

〔6番関治人君退席〕

◎議長（遠藤政幸君） 当局から提案理由の説明を求めます。

◎管理者（谷藤裕明君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 谷藤管理者。

◎管理者（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第1号につきまして御説明申し上げます。

監査委員につきましては、いわゆる識見を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任することとされております。

このうち組合議員につきましては、議員各位から御推薦をいただいております八幡平市議会選出の関治人氏が最適任と考え、選任したいと存じますので、御同意を求めるものであります。

以上、何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議に入ります。

議案第1号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

〔6番関治人君着席〕

◎議長（遠藤政幸君） 追加議事日程第10、議案第2号「盛岡広域環境組合の事務所の位置を定める条例ほか16件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第2号につきまして御説明申し上げます。

議案第2号資料により御説明いたします。資料1ページを御覧願います。盛岡広域環境組合の設置に当たり、17件の条例を専決処分したものでありますが、それぞれについて条例の趣旨を御説明いたします。

最初に、1、盛岡広域環境組合の事務所の位置を定める条例であります。この条例は盛岡広域環境組合事務所の位置を定めたものであります。

恐れ入りますが、次の説明からは議案名の冒頭にあります盛岡広域環境組合という組織名の読み上げは省略させていただきたいと存じますので、御了承願います。

次に、2、休日に関する条例であります。この条例は組合の休日を定めたものであります。

3、公告式条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めたものであります。

2ページをお開き願います。4、監査委員条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めたものであります。

5、公平委員会設置条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき、公平委員会を設置したものであります。

6、事務局設置条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、管理者の権

限に属する事務を処理するため、盛岡広域環境組合に事務局を置くものであります。

7、情報公開条例につきましては、地方自治の本旨及び知る権利の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利等につき、盛岡市情報公開条例の例によるものとし、定めたものであります。

3ページを御覧願います。8、個人情報保護条例につきましては、組合の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保等に関し、盛岡市において制定する個人情報の保護に関する条例の例によるものとし、定めたものであります。

9、行政手続条例につきましては、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めたものであります。

10、職員定数条例についてですが、4ページをお開きください。この条例は、地方自治法の規定に基づき、組合の職員の定数を定めたものであります。

11、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めたものであります。

12、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めたものであります。

13、職員の育児休業等に関する条例についてですが、5ページを御覧願います。地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき及び同法を施行するため必要な事項を定めたものであります。

14、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものであります。

15、特別職の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、管理者、副管理者及び委員など特別職の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものであります。

6ページをお開き願います。16、職員等の旅費に関する条例につきましては、職員等の旅費に関し必要な事項を定めたものであります。

17、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例につきましては、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができ

る契約に関し必要な事項を定めたものであります。

ただいま御説明申し上げました17件の条例の施行日は、組合設立の日である令和5年2月1日であります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 従前に頂いていた資料のときには気がつかなかったのですが、職員の皆さんの給与支給についての条例はどのようになっていましたでしょうか。

◎総務課長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 菊池課長。

◎総務課長（菊池与志和君） 職員の給与に関しましては、人件費負担金というように形で、一義的には各市町が派遣職員に対して給与をお支払いして、その後組合が各市町に対して負担金としてお支払いするという形でございます。よって、給与条例というものが、相当するものがございません。

以上でございます。

◎議長（遠藤政幸君） 終わります。これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

議案第2号「盛岡広域環境組合の事務所の位置を定める条例ほか16件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第2号はこれを承認することに決しました。

追加議事日程第11、議案第3号「令和4年度盛岡広域環境組合一般会計予算の

専決処分に関し承認を求めることについて」及び追加議事日程第12、議案第4号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて」の2件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第3号及び議案第4号について御説明申し上げます。

議案第3号資料をお開き願います。盛岡広域環境組合の設置の日である令和5年2月1日から3月31日までの間において、組合事務を行うために必要となる職員人件費負担金や報酬等を算定し、令和4年度予算として専決処分したものであり、当該専決処分に対する承認を求めるものであります。

予算の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,081万9,000円として定めたものであり、歳入予算の内訳は分担金及び負担金を1,081万8,000円、諸収入を1,000円とし、歳出予算の内訳は総務費を1,071万9,000円、予備費を10万円としているものであります。

次に、議案第4号資料をお開き願います。令和5年度における盛岡広域環境組合の運営に要する経費として、議会費や職員人件費負担金等を算定し、令和5年度予算として専決処分したものであり、当該専決処分に対する承認を求めるものであります。

予算の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,988万2,000円として定めたものであり、歳入予算の内訳は分担金及び負担金を9,987万9,000円、繰越金を1,000円、諸収入を2,000円とし、歳出予算の内訳は議会費を32万7,000円、総務費を9,855万5,000円、予備費を100万円としているものであります。

以上で議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第3号及び議案第4号の2件に対する質疑に入ります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） この2つの予算は、総務事務費が中心となってございます。新施設に関する事業費については、補正で提案されているというふうに理解してございますが、実は8市町の協定によりまして、焼却施設以外の中間処理と最終処分、それから3Rの推進に係る協議体制をつくるという協定がございまして、県央ブロックごみ処理体制検討協議会を設置する旨の協定がございまして、この検討協議会は、令和4年度の予算及び令和5年度の当初予算の中に含まれているのでしょうか。この検討協議会は、既に発足をしたのでしょうか、協議が始まっているのでしょうか、その実態についてお知らせください。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 検討協議会についてでございますけれども、まず発足につきましては3月28日に協議会を開催して、規約を定めて発足してございます。

予算についてであります。これは組合の予算ではなく、協議会としての予算を各市町から負担金としていただきまして、それをもって協議会の費用として実際事務を行っていくということにしておるものでございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） この予算には計上されておらないということではありますけれども、この協議会の構成は、各構成市町及び一部事務組合及び盛岡広域環境組合によって構成されるというふうに規定されておりますので、当組合もその構成団体、協議団体の一つとなっております。その点からお聞きをいたしました。

3月28日に発足をして、規約も定められたということでございますけれども、この協議はいつ頃までに何をどう決めようかとされているのか。今後の協議の議題、課題、そのいつ頃までに、どういう形でこれを検討するのか、これについてはどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） いつまでに何をというお話でございましたけれども、まず検討協議会のほうで最優先でやらなければいけないというふうに考えており



ますのは、焼却処理以外の中間処理につきましてどのようにするのかということ  
でございます。中間処理につきましては、焼却施設の稼働と同時に稼働させな  
ければいけないものですから、スケジュールを考えると、それが最優先というこ  
とであります。ですから、できるだけ早く、ここ一、二年のうちには方向性を決め  
ていかなければいけないだろうというふうに考えております。

あとは、検討協議会では、そのほか最終処分についても検討することにして  
おりますが、最終処分については当面内では各市町が所有している処分場なりを  
活用するわけですけれども、いずれの処分場も期限といいますか、たくさんなっ  
てきておりますので、できるだけ早く、これについてもどのようにやっていくの  
かというのを広域8市町で相談して、例えば処分場を1つにするのか、2つにする  
のか、そういったのを含めて検討していくということにしているものでござい  
ます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） ありがとうございます。今のお話ですと、いわゆる中間  
処理をどうするかというのは、新施設の稼働と同時にスタートしなければなら  
ないので急ぐと、こういうことでもございましたけれども、そもそも広域8市町の  
広域化の基本構想の中で打ち出されたのは、共同処理するのは焼却処理、中間  
処理の中でも焼却処理と。その他については各市町でということスタートをした  
わけですけれども、今のお話でいうと、これらについても組合として共同処理を  
しようという方向になるのでしょうか。そうなりますという、かなり基本構想  
から大幅に変更ということになります。その見通しはどのようになるのでしょ  
うか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 基本構想におきましては、当面内では各市町で中間  
処理を行っていかうということにしておったわけなわけですけれども、方向性  
とすると、その基本構想にも書いてありますが、一つになるようなことで検討  
も含めてということになっております。それで、今回設置いたしました検討協  
議会におきまして、ごみ処理については8市町で効率的にといいいますか、  
やっていくのが

よいということについての認識は一致しておりますので、その中で中間処理についても一つにまとめてやるのがいいのか、それともそれぞれでこれまでどおりやるのがいいのか、あとは例えば少しグループ的なものを組んでやるのがいいのか、そういったものを検討して、方向性を決めて取り組んでいきたいということにしておりますので、それが組合の業務となるという場合には、それは統一してやるというようなことになった場合となるかもしれませんが、そこ辺りも含めて検討していくという予定にしておるものでございます。

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

議案第3号「令和4年度盛岡広域環境組合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員であります。

よって、議案第3号はこれを承認することに決しました。

議案第4号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第4号はこれを承認することに決しました。

追加議事日程第13、議案第5号「盛岡広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務の共同処理について岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第5号について御説明申し上げます。

盛岡広域環境組合議会の議員その他の非常勤職員に係る災害補償に関する事務を共同処理するため、岩手県市町村総合事務組合に加入するための協議を専決処分としたものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第5号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 災害補償に関する事務の共同処理について、岩手県市町村総合事務組合に加入することについては了といたしますが、この補償規定の中に、議員については市議会議員と兼務する議員と、町議会議員と兼務する議員との間で補償内容に差があります。同じ組合の議員であって、この災害補償に差があるということは問題が残ると私は思います。

市町村総合事務組合にお尋ねいたしましたところ、これは昔からこういう規定になっていると、こういう御回答であり、そして一般的に市議会の議員の報酬と町の議員の報酬に一定の差があることを考慮したものだ、と、こういう御説明でございましたが、今後総合事務組合についてはそういう規定の見直しも含めて、同じ組合の議員でありながら補償内容に差があるということが是正されるようにぜひ働きかけていただきたいという御意見を申し上げて賛成いたします。

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

議案第5号「盛岡広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務の共同処理について岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第5号はこれを承認することに決しました。

追加議事日程第14、議案第6号「盛岡広域環境組合監査委員の選任の専決処分  
に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎管理者（谷藤裕明君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 谷藤管理者。

◎管理者（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第6号につきまして御説明申し上げます。

監査委員の選任についてであります。議案第1号の御説明のとおり、組合の監査委員は2名と定められており、そのうち、いわゆる識見を有する者の選任につきましては、盛岡市代表監査委員である高橋宏弥氏が最適任と考え、専決処分により選任したものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第6号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第6号はこれを承認することに決しました。

追加議事日程第15、議案第7号「盛岡広域環境組合公平委員会委員の選任の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎管理者（谷藤裕明君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 谷藤管理者。

◎管理者（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第7号につきまして御説明申し上げます。

地方公務員法の規定により選任する公平委員会の委員の選任について、盛岡市公平委員会委員である太田秀栄氏が最適任と考え、専決処分により選任したものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第7号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第7号はこれを承認することに決しました。

追加議事日程第16、議案第8号「盛岡広域環境組合公平委員会委員の選任の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎管理者（谷藤裕明君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 谷藤管理者。

◎管理者（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第8号につきまして御説明申し上げます。

議案第7号と同様に、盛岡市公平委員会委員である佐藤利久氏が最適任と考え、専決処分により選任したものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第8号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第8号はこれを承認することに決しました。

追加議事日程第17、議案第9号「盛岡広域環境組合公平委員会委員の選任の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎管理者（谷藤裕明君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 谷藤管理者。

◎管理者（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第9号につきまして御説明申し上げます。

こちらも同様に、盛岡市公平委員会委員である菅原悦子氏が最適任と考え、専決処分により選任したものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第9号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第9号はこれを承認することに決しました。

追加議事日程第18、議案第10号「盛岡広域環境組合議会定例会の回数を定める条例について」から追加議事日程第22、議案第14号「盛岡広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について」まで、5件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第10号から議案第14号までについて御説明申し上げます。

議案第10号資料をお開き願います。定例会の回数を定める条例であります。地方自治法の規定に基づき定例会の回数を定めるものであり、定例会の回数については年2回として定めようとするものであります。

次に、議案第11号資料をお開き願います。行政不服審査条例であります。行政不服審査法の規定に基づき及び同法を施行するため必要な事項として、行政不服審査会、罰則等について定めようとするものであります。

次に、議案第12号資料をお開き願います。令和5年2月1日に専決処分により制定した盛岡広域環境組合情報公開条例について、全部を改め、題名を盛岡広域環境組合の保有する情報の公開に関する条例とし、行政文書の開示を請求する権利につき定める等しようとするものであります。

次に、議案第13号資料をお開き願います。令和5年2月1日に専決処分により制定した盛岡広域環境組合個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定し、個人情報の保護に関する法律の規定に基づいた個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第14号資料をお開き願います。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例であります。地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項として、任命権者の報告事項、公平委員会の報告事項等について定めようとするものであります。

以上で議案第10号から議案第14号までの説明を終わります。よろしく御審議の

上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第10号から議案第14号までの5件に対する質疑に入ります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 議案第12号について伺いたいと思います。

組合の情報公開条例、全部改正ということですが、お聞きしますと盛岡市の情報公開条例の例に倣うということですが、条文の第1条にもその趣旨が書いてございますように、組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされると、住民の的確な理解と批判の下に公正で透明な組合行政の推進に資することを目的とするということ、住民に公開し、監視の下に公平な行政を執行すると、こういう趣旨だろうというふうに思います。

いろいろニュース等を見ておきますと、情報公開条例で情報公開を請求すると、のり弁だとか、黒塗りが多過ぎるとかということが多々出てまいりますが、当組合でそれについてはどのような基準を持って行うのか。基本的には、情報公開第1条の目的に従って最大限の開示をすべきだというふうに思いますが、その運用について方針を伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今お話ありましたけれども、情報の開示、不開示についてちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、条例の規定内容は盛岡市に準じたものというふうになってございますので、開示、不開示の判断基準についても盛岡市の取扱いと同等になるものと考えておりますし、基本的にはなるべく公開をしていくべきものであろうというふうに考えております。

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号「盛岡広域環境組合議会定例会の回数を定める条例について」を採



決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「盛岡広域環境組合行政不服審査条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「盛岡広域環境組合情報公開条例の全部の改正について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「盛岡広域環境組合個人情報保護に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「盛岡広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第23、議案第15号「盛岡広域環境組合財政状況の公表に関する条例について」から追加議事日程第26、議案第18号「盛岡広域環境組合施設整備検

討委員会条例について」まで、4件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第15号から議案第18号までについて御説明申し上げます。

議案第15号資料をお開き願います。財政状況の公表に関する条例であります。地方自治法の規定に基づき、盛岡広域環境組合の財政状況の公表に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第16号資料をお開き願います。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例であります。予定価格1億5,000万円以上の工事等を議会の議決に付すべき契約とするなど、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第17号資料をお開き願います。財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例であります。地方自治法の規定に基づき財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第18号資料をお開き願います。盛岡広域環境組合施設整備検討委員会条例であります。新たなごみ処理施設の整備等に関する重要事項を調査審議させるため、管理者の附属機関として、6人以内の知識経験を有する者によって組織する委員会を設置しようとするものであります。

以上で議案第15号から議案第18号までの説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第15号から議案第18号まで4件に対する質疑に入ります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 議案第18号、施設整備検討委員会設置条例について何点か伺います。

1つは、整備検討委員会の委員の選任、この基準はどのようになっているのでしょうか。6人ということでございますけれども、この選任の基準、選任方法と

いますか、それについてまず伺いたいと。

2つ目に、条文の中に関係者からの意見聴取、あるいは資料の提供を求めることができるという規定がうたわれてございます。その関係者というのは、どのような方を想定しているのでしょうか、伺います。

あわせて、検討委員会の審議に当たって、市民、住民から広く意見を聴取する機会もあってしかるべきではないか。市長、管理者の諮問機関ということでございますが、その諮問に応える上でも住民に公開し、住民の意見も聴取しながら、それも参考にしながら、きちんと諮問に応えていくということが必要ではなからうかと考えますけれども、そういうことは想定されているのでしょうか。想定すべきだというふうに思いますが、運用について伺います。

3つ目、条文の中には、会議は原則公開となっているものの、非公開の規定も設けられています。非公開とすべき事由をどのように想定しているのでしょうか。施設整備について検討するに当たって、私は非公開の規定を設ける必要がないのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上3点、お願いいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、施設整備検討委員会の委員の選任の基準でありますけれども、施設整備検討委員会ではごみ処理施設の仕様や環境対策、施設に備える機能などについて検討を行い、その結果を施設整備基本計画に反映していくということを想定しております。

委員につきましては、ごみ処理施設に関する専門的な知見を求めるために、大学教授等の学識経験者から2名と、廃棄物処理施設に関する知識経験者1名、廃棄物処理業者の視点からの意見を聞くため、廃棄物処理業者等の関係団体から1名を、あと住民の視点からの施設周辺の環境への影響であるとか環境学習など、施設の多面的な機能に関する意見をいただくために住民代表2名を選任し、計6名とすることを予定しております。

2つ目でございますけれども、関係者からの意見聴取や資料の提供についてありますが、関係者からの意見聴取や資料の提供については、委員に加えて、さ

らに専門的な観点からの意見や資料の提供を受ける必要が生じた場合などに、コンサル業者やアドバイザー契約を結ぶ事業者に会議に出席していただき、意見を聴取することや資料の提供を求めることを想定しております。

また、市民から広く意見を聴取する機会については、環境影響評価手続の各段階で住民説明会などを開催するなど、そのほかにも様々な機会を通じて住民の皆様の意見をお聞きして進めてまいりたいというふうに考えております。

3つ目、会議の公開、非公開についてでありますけれども、施設整備検討委員会において検討を進める中で、プラントメーカーなどから技術情報や見積り情報の提供を受けることを想定しておりますので、それを公にすることで当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるなど、情報公開条例の不開示情報に該当する情報を取り扱う場合には会議を非公開にする必要も生じるだろうというふうに考えているところです。

なお、情報公開条例第7条の各号に掲げる不開示情報を取り扱う場合を除きまして、原則的に会議は公開で行いたいというふうに考えております。

以上であります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 委員の選任についてでございますけれども、今のお話ですと大学教授2人、知識経験者1人、それから業界関係者からお一人ということでございます。問題は、知識経験という方を委嘱するという場合に、どのような学識をお持ちになっているかというのは大きな問題になるのだろうというふうに思います。例えば令和3年10月に開催された廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会、会議録を拝見いたしますと、その知識経験者の方は石炭火力発電に代わってごみを燃やす発電こそカーボンニュートラルに貢献するという趣旨のお話をされて、あたかもごみを燃やすことがカーボンニュートラルに資するのだと、そういう趣旨の御発言をなさって知識経験を披瀝されているわけです。

循環型社会形成推進計画の中でも、サーマル発電というのは最後の最後の最後の位置づけなのです。3Rを徹底し、ごみを減量し、資源化を進めると、最大限やった上で、なおかつどうしても残って燃やさなければならないとすれば、それはエネルギーを活用しましょうと。サーマルエネルギーの利用というのは、その

中でも最後の最後の位置づけなのですが、あたかも燃やすごみを原料にした発電がカーボンニュートラルだと、そういう御発言をなさっていただきますと誤解が生じるのではないかなというふうに思いますし、減量、資源化が後景に追いやられるのではないかなという懸念がございます。

そうした点では、どのような学識をお持ちの方を委嘱するかということは非常に重要な課題になっていますが、実はこの計画の中では、地元の町内の方々から熔融炉が前提だと、こういう意見も受けて、その住民からの意見を唯一住民合意の根拠にして、現在の候補地を最適と決定した背景に熔融炉前提という議論があったわけですけれども、燃やして発電がカーボンニュートラルと、こういうことであっては、ちょっと今のごみ処理行政に逆行しかねないという懸念を持つものでございます。したがって、どのような知見をお持ちの方を委嘱するかという点では非常に重要でございます。その点は、どのように今のごみ行政の到達点を踏まえた知見をお持ちの方を委嘱されようとしているのかということ伺いたいと思いますし、住民代表2名ということですが、これは公募とかされるおつもりはあるのでしょうか、その点について伺いたいと思います。

それから、関係者からというのは、さらに専門的な資料等が必要な場合にコンサル等からお聞きをすると、資料提供を求めるということでもございまして、市民から広く意見を聴取するのは別な機会にというような趣旨だったかなというふうに思います。私はそれも必要だと。同時に、管理者から諮問を受けて答申をすると、こういう機関においても、できるだけ広く住民からも意見聴取をした上で、そして諮問内容にどう応えるかということ慎重に検討協議すべきではなかろうかと、そういう立場から先ほど御提案、御質問申し上げましたので、改めてその点について、可能性ありやなしやについて御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、3つ目の非公開の問題ですけれども、今のお話ですと情報公開条例の第7条に規定するもの以外はということでもございます。仮にも、これを公開すれば組合の業務に将来支障が出るなどということでも、恣意的に公開、非公開が判断されるということがあってはならないというふうに思うわけですが、そういう懸念がないかどうか、併せて伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 1つ目の知識経験者のお話でございますけれども、一つ、引用をいただきました廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会の中の知識経験の方の御発言なのですけれども、このときの発言を思い出してみますと、あくまでも石炭火力発電と比較した場合に、そういう石炭などを使っていないのでカーボンニュートラルに資するという趣旨での発言であったというふうに思いますので、ごみを燃やすことがカーボンニュートラルだというふうに、それを積極的に進めようというふうなことを言ったわけではなかったはずだなというふうに思っておりますということを踏まえまして、あのときをお願いしました先生、お二人いるわけなのですけれども、どちらの先生もまずはやはり資源化を取り組むのが第一なのだという立場は明確であったと思いますので、我々もそういう立場で今仕事を進めたいと思っております。ですから、知識経験のどのような方といった場合には、そういったいろんな面を客観的に判断というか、御意見をいただける方を委員として選任して、この委員会を進めていただきたいなというふうに思っているところでございます。

2つ目ですけれども、2つ目は住民の方の選任方法ということでありましたけれども、住民代表2人ということですが、1名につきましては整備予定地周辺の地域の住民の方から1名というふうに考えておりますし、もう一名は広域市町の中から1名というふうに考えております。広域市町の住民の方につきましては、各市町において町内会であるとか、自治会等で廃棄物関連の役職を担っている方であるとか、各市町の環境、廃棄物関連の審議会等において住民代表として委員になっている方などを各市町では推薦していただき、その中から適任と思われる方を委員として就任をお願いしたいというふうに考えているところであります。

3つ目ですけれども、広く意見を聞くということですが、これにつきましても議員から御指摘があったとおり、なるべくそういった多くの機会を設けるべきであろうというふうには思っておりますので、適宜必要に応じて情報といいますか、そういう会議の中身などをお知らせして、御意見をいただく機会をつくることができるといふふうに思います。

あとは、最後の4つ目ですけれども、非公開のところにつきましては、あくまでも決まりに基づきまして判断をしていくというふうにしていきたいと思っております。

ので、恣意的に判断するということがないようにしたいというふうに思います。

以上であります。

◎18番（戸塚美穂君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 18番戸塚美穂さん。

◎18番（戸塚美穂君） 今の関連質問でございます。委員会の組織の部分で委員は6名ということなのでございますが、6人の根拠、こちらのほうを伺いたいのと、それからただいま大学教授、学識経験者ということで御説明がありました。学識経験者、これは多岐にわたる先生方がいらっしゃいます。研究もそれぞれ分野が分かれております。資源化ということで伺いましたけれども、先生によっては行政の分野で環境のほうに携わっている、いわゆる住民合意形成を主眼に取っている先生、それから科学的分野で施設のほうを研究されている先生もいます。その辺り、ちょっと詳しく御説明をいただきたいというふうに思います。

それからもう一点ですが、住民代表ということで、今周辺の方が1名ということがございました。広域からの部分で1名ということは、選考方法は伺いましたが、周辺住民の方の選考方法について伺わせてください。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 6人の根拠ということでございましたけれども、前は協議会というほうで候補地などを選定する際にも委員会というのを開催していたわけなのです。そのときにもあまり多くないほうがいいたろうということで、何人でもというふうにならないようにしたいということで、根拠といいましても、それぞれのところからどんな分野からというふうに考えたときに、まず学識からお二人、知識経験から1人、業界1人、あとは住民代表2人というふうなことぐらいがバランスがいいかなというふうに思っています。いずれ御意見をいただいて、最終的にどうしようかということにつきましては、組合のほうで管理者、副管理者の皆様方と検討して結論を出していただくということになります。絶対、何かの決まり事で6人というふうになっているわけではなくて、適当ではないかというふうに判断をしたというふうに、そして6人と判断したものでございます。

2つ目の学識経験者につきましては、盛岡市の環境審議会であるとか廃棄物対策審議会であるとか、そういったところの委員をやっている学識の先生にお願い

をするのが適切ではないのかなというふうに考えているところであります。

3つ目の周辺住民の方1名の選考方法ですけれども、これにつきましては地元  
の地域の組織がございますので、そちらのほうに1名、御推薦をお願いしようか  
なというふうに考えているところであります。

以上です。

◎18番（戸塚美穂君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 18番戸塚美穂さん。

◎18番（戸塚美穂君） ありがとうございます。学識経験者の先生方に、例えば  
住民の方に御理解をいただく上で、どういったことを重視すべきか、きちんとそ  
の辺りも含めて御教授いただけるようお願いしたいと思います。丁寧な説明の  
ほうをよろしくお願いいたします。

◎8番（藤原治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 8番藤原治君。

◎8番（藤原治君） ただいまに関連してですけれども、このメンバーの説明  
の中で業界が1名というふうに間違いなければ伺ったと思うのですけれども、業  
界というと、もしかするとそういう、今私の認識としては大きく2つの系統があ  
って、その中から一つの業界という意味の選定なのかどうかというのを確認。そ  
うではないほうが、いろんな多様な意見の中で選定していくことがいいのかな。  
業界関係者については、検討委員会のほうで呼んで話を聞くというほうが本当は  
公平なのかなというふうな思いはあるのですけれども、その辺の業界の1名とい  
うのはどういった方を想定しているのでしょうか、伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 業界の方から1名ということで、これは各廃棄物処  
理業者の方々の団体がございますので、今廃棄物処理業界とか、産業廃棄物処理  
業界とか、そちらのほうにお願いして御推薦をいただいて、御意見をいただくよ  
うにしたいなというふうに考えているところであります。

◎8番（藤原治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 8番藤原治君。

◎8番（藤原治君） では、私のちょっと勘違い的なところで、そういった業界



というのは整備に直接関係するような業界ということではないというふうに認識してよろしいということですね。再確認をお願いします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 今議員から御説明というか、お話ありました直接関係しない方をお願いをしたいというふうに考えております。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） この検討委員会なのですが、学識経験者も含めましてどういう方をというのは非常に重要だと思っておりますが、今八幡平市は2050のカーボンニュートラルという宣言をしております。内容についても詳しく述べられておりますが、今参加しています8市町の中でもかなりの自治体の首長さんたちは、このカーボンニュートラルを宣言されているわけです。この内容に沿った、賛同してもらえるような検討委員会の、特に学識経験者の方については求められると思うのですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 議員からお話ありましたカーボンニュートラルの視点を持った方ということですが、今の世の中の流れといいますか、それは当然そんなふうな流れになっているのだろうというふうに思いますし、それも含めて世の中にはそうではないといいますか、カーボンニュートラルではなくて、カーボンニュートラルに近づけるようにしてはいるのですけれども、先ほどちょっとお話あった溶融炉というふうな炉のほうもあるのですけれども、そちらのほうなんかは、いわゆる助燃剤なんかはやはりどうしても必要というふうになるわけなのですけれども、ただそういうふうな炉も世の中にはあるということですので、どういった方式がこの地域、8市町の地域に必要な焼却炉になるのかということ客観的に、いい面、悪い面をきちんと評価し、意見をさせていただける方に委員になっていただかなければならないだろうというふうに思っておりますので、最初からこうだと。流れがこうだということは、流れがあるということはもちろん御理解をした上で、客観的な意見を出していただいて方向性を、その計画にす

る意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 管理者の附属機関、諮問機関として、専門的な知識を持った方や住民の代表の方から御意見を伺うという機関の設置自体は必要なものだろうというふうには思います。したがって、この設置には反対はいたしません、賛成いたしますが、選定、運用においては先ほど議論、また各議員さんからの御意見も踏まえて、公平な原則、あるいは市民、住民に対する公開の原則、そして広く住民から意見を伺いながら、しっかりとした諮問をしていただく機関として運営されるように要望、意見を申し上げまして賛成いたします。

◎8番（藤原治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 8番藤原治君。

◎8番（藤原治君） 今回の検討委員会は、とても重要だと思って意見を述べさせていただきますけれども、施設整備という観点での検討委員会ですが、まだ最終処分場に関して大きく組合の中で動いているところはないのですけれども、全体的な知見での検討をしていただく委員会にしていきたいという意見を述べさせていただきますと思います。賛成したいと思っております。

以上です。

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第15号「盛岡広域環境組合財政状況の公表に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「盛岡広域環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「盛岡広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「盛岡広域環境組合施設整備検討委員会条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第27、議案第19号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第19号について御説明申し上げます。

議案第19号資料をお開き願います。令和5年度補正予算（第1号）につきまして、この資料で御説明申し上げます。1、趣旨に記載のとおり、令和5年度中に実施する施設整備事業に必要とする経費を予算に計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、2に記載のとおり、歳入歳出予算の総額9,988万2,000円に歳入歳出それぞれ9,321万2,000円を追加し、総額を1億9,309万4,000円とするものです。

歳入予算においては分担金及び負担金を3,911万2,000円増額し、新たに国庫支出金2,510万円及び組合債2,900万円を計上し、歳出予算においては議会費を99万1,000円、総務費を648万7,000円、それぞれ増額し、新たに衛生費8,573万4,000円を計上するものであります。

なお、令和5年度に実施する主な施設整備事業につきましては、3に記載のとおりであり、施設整備基本計画の策定、測量、地質調査などを実施する計画としているものであります。

以上、議案第19号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第19号に対する質疑に入ります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） それでは、第19号に関して御質問申し上げたいと思います。

新施設建設に係る事業、スタートという予算でございますが、今回計上されている業務委託費を拝見いたしますと、循環型社会形成推進地域計画で示された、これは国から交付金をいただく前提条件として定めた計画がございまして、その計画の中に記載されております事業費見通し計画と少し数字に乖離があるように拝見をいたしました。例えば測量等については、循環計画の中には4,700万円とか、それから施設整備基本計画については1,000万円とか、それから環境アセスについては5,000万円という予算になっておりますし、環境アセスについては単年度ではなくて4か年で2億円という計画になってございます。施設整備基本計画については、今予算で債務負担行為が設定されておりますから、多分令和5年、6年度の継続事業なのかなというふうに拝見をいたしました。それでも数字が違うということが1つと、もう一つは先ほど申し上げたような環境アセス、これは循環計画とかなり違うなというふうに拝見をいたしましたし、基本計画策定も1,000万円が3,000万円以上ですか、これもかなり違うということになってございます。この乖離も含めて、それぞれの委託の内容についてお知らせいただきたい、これが第1点です。

2つ目は、委託先の選定方法というのは、それぞれどのようになるのか伺いたい。

3つ目は、この計画委託の中に一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託が入っております。一般廃棄物処理基本計画については、組合としてどのような基本方針を持ってこの計画をつくるのかという、その方向が明確にされる必要があるのだろうというふうに思うのです。現状はこうだから、それを分析して考えてくれということではないだろうというふうに思うのです。どのような基本方針の下に処理基本計画の策定を委託しているのか伺いたいというふうに思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 御質問にお答えしたいと思います。

1つ目での予算が計画のほうと乖離しているということでありましたけれども、循環型社会形成推進交付金等の事業実施計画につきましては、計画期間、5年間の事業費につきまして、基本構想策定時の事業を基に算定し、記載し、申請をしたというものです。そして、今回の令和5年度補正予算（第1号）につきましては、事業者等へ改めて見積り徴収を行い、事業額を精査した上で補正予算として計上させていただいているというものであります。

また、大きなところでは環境アセスのほうにつきましては、全体として2億円ぐらいの計上だったのですけれども、それを5,000万円ずつ4か年でということでしたけれども、それを見直しまして、まず1年目は準備段階ということで1,000万円程度で、その後で6,000万円ぐらいずつでの3か年で、全体としては同じものというか、成果を出すようにしていこうということでの予算が計画書とはちょっと違っているというふうになっておりますので、御了承いただきたいと思います。

あとは、委託の内容についてでありますけれども、令和5年度に予定している8件の業務委託の内容ですけれども、施設整備基本計画策定業務は施設整備に係る基本方針のほか、処理方式や施設規模、環境保全対策などの基本的な事項を調査していただくということになります。

環境影響評価方法書作成業務は、県条例に基づく環境アセスメントに係る調査や予測、評価の方法を定めるというふうなところを予定しています。

地歴調査業務は、土地の過去の利用状況を文献や登記簿などから、その土地の土壤汚染の可能性を評価するものであります。

一般廃棄物処理基本計画策定業務は、組合が共同処理する一般廃棄物の処理に関する事務に係る基本的事項を定めるものであります。この場合は、焼却処理に係ることということになります。

測量及び登記等業務は整備予定地以内の土地に係る所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を、基準点設置及び現地測量等業務は測量の基準点を設置し、図面作成等の基礎となる測量や平面図、縦断図、横断図の作成などを行うものであり、地質調査はボーリング調査等により地質、土質、地下水の現況などを評価するものであります。

施設整備事業アドバイザー業務は、廃棄物処理に関する専門コンサルタントから施設整備に関し、技術な助言や資料提供等の支援を受けるものであります。

2つ目ですけれども、委託先の選定方法ですが、施設整備基本計画策定業務など4件につきましては債務負担行為を取るわけなのですから、公募型プロポーザル方式で委託業者を選定しようと考えております。

測量及び登記等業務委託につきましては、用地取得時の嘱託登記手続において、公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に属する土地家屋調査士が作成の測量図が必要となりますことから、同協会を委託先として選定しようと考えております。

基準点設置及び現地測量等業務委託及び地質調査業務委託は、入札等の方法で業者選定を行おうと考えております。

施設整備事業アドバイザー業務は、これまで基本構想支援業務を委託してまいりました一般財団法人日本環境衛生センターに委託することを考えているところであります。

3つ目の一般廃棄物処理基本計画の基本どのような方針の下にというお話でありましたが、一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法により策定が求められているものであり、ごみ処理基本計画は長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理を図るための基本的な方針として、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものというふうにされております。組合におきましては、ごみの焼却処理、中継運搬等を共同処理事務としておるわけなのですが、一般廃棄物

処理基本計画につきましては8市町の計画等との整合を図りながら、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想の基本方針である3Rの推進、環境負荷の軽減や災害対策の強化、効率的な廃棄物処理を目指すとともに、圏域に係る循環型社会形成推進地域計画や8市町で締結しました県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定に掲げる3Rの推進に係る施策を反映するなど、圏域内の循環型社会の形成に資する計画を方針として、そういった方針を基に計画をしてまいりたいというふうに存じております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 環境影響評価について、今の御説明ですと5,000万円、5,000万円、5,000万円の計画だったけれども、初年度は1,000万円ちょっとで、その後だと。これは、債務負担行為にはこの部分は計上されていないのではないですか、どうでしょうか。ですから、私はこれは単年度業務の予算だなと拝見をいたしました。そうなれば、2億円で国に出しているのが1,400万円というのはあまりにも乖離があると思ったものですからお聞きをいたしました。債務負担行為に出ていないということは、これはどのようになるのでしょうか。単年度ごとの契約ということになるのでしょうか、その点を1つはお知らせいただきたいというふうに思います。

それから2つ目に、一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託について基本方針とは伺いましたが、いろいろ基本的な項目をお述べになられました。私は具体的に課題となるのは焼却施設の規模、その焼却の方式をどうするのかということ。これは大きな課題になるわけです。循環型社会形成推進地域計画では、令和2年度比で施設稼働までに十何%の減量をするのだという計画がありますから、そうなりますとこれまで想定されていた1日500トンという処理能力は大幅に縮小されると、そうでなければならぬというふうに、そうでなければ整合性が出ないわけです。この施設規模について、どういう基準を持って計画を策定しようとしているのか。これは、曖昧にすることはできないだろうと思うのです。それについてどうなっているのかということが大きな課題です。

あわせて、焼却の形式について、ストーカ炉か熔融炉か、大きく分けるとその選択が問われるわけです。その基準はどこに置くのかということも明確ではない

です。しかも、その選択は事業費が大幅に変わるわけです。これまでお示しいただいていた部分でいいますと、令和28年度までの計画期間の事業費、これで終わるわけではないです。それに加えて、各市町では収集運搬費用というのは独自にかかる、若干のならばはあるにしても。それがもっと莫大な金額になる。そして、令和28年度時点で建設当時の起債が残る、その返済もあると、それらも含めて全体の総事業費ということになりますという、この間示されていたのはストーカ炉を基準にしていたというふうに思いますが、確認のためにそこまで含めた総事業費はストーカ炉で幾らになるのか、熔融炉で幾らになるのか、明らかにされた上で、その事業費についてどうするのかという判断というのは、私は大きな課題になると思うのです。これは住民負担になるわけですから。そういう問題が先送りされてはならぬというふうに思います。

同時に、さっきもちょっと出ましたけれども、熔融炉というのは何でも燃やすことができるのです。しかも、高温を保持するためにコークスなどの助燃が必要なのです。助燃が必要でないようにするために、プラスチックもどんどん燃やすとなったら、先ほど石炭火力発電と比べてのカーボンニュートラルだというふうに御発言なさいましたけれども、それに代わるようなものではないのです。出力も全然違いますし、プラスチックまでも燃やせば、それでCO<sub>2</sub>が出るわけです。そういう点からいえば、CO<sub>2</sub>削減という点、先ほどカーボンニュートラルという各市町で定めている方向性に資するものでなければならないという点からいつでも大きな課題が残るとするのがこの問題です。もちろん一般的に言われる熔融炉も、メリットと言われるものも存じ上げてはおるつもりですが、しかし時代が要請するカーボンニュートラルという点からいっただらば、これは大きな課題が残る。これらについてどうするのかと、丸投げですか。その点が1つあると。

あわせて、何をどのように燃やすのか、さらなる減量、資源化をどう進めるのか。特に生ごみとプラスチック、これは今大きな課題になっているわけです。生ごみについて言えば、他の市町はよく分かりませんが、盛岡市の場合のごみ全体の40%から50%になっているわけです。既にこの点では、構成8市町の中では盛岡市の一部も含めてですけれども、生ごみの資源化というものがやられていると、これはどうするのかということが、今の時点ではそれぞれの市町の分別を継続するという方針ではありますけれども、併せてプラスチックについては容器包装プ



プラスチックの処理についても各市町で差があると。同時に、製品プラスチックも含めて、稼働までの間には全部各市町で処理するという方向を打ち出しているわけですが、果たしてこれは本当にどうするのかということが、私はごみ処理基本計画を策定するというのであるならば、明確にならなければならないと思うのですが、それらについては組合としてどうするのかという方向があって委託するのかどうか、ここが問われるだろうと思うのです。そうでなければ、私はごみ処理の減量、資源化という部分について言えば、大きな懸念が残ると言わざるを得ないというふうに思うのですけれども、その点はいかがかと。

それから、地質調査等について、先ほどの御説明ですと、整備予定地内の土地に係る所有者、地番等に関する測量ということですが、大きく上厨川地域の最適地というのは示されていますけれども、具体的にその中のここにという予定地はお決まりになっているのでしょうか、その点を併せて伺います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） まず、1つ目のアセスの関係ですけれども、今回のアセスの調査は債務負担行為には入っておりません。単年度、単年度でやっているというふうに今は計画をしているというところであります。

次の質問でありました焼却施設の規模のお話ですけれども、これにつきましては施設整備基本計画、地域計画のほうで12.5%なりの減量を行うということになっているわけなのです。それをそのまま計算しますと確かに減るのですけれども、実際の焼却炉というのは365日使っているわけではなくて、実際には二百何日、休止して点検をしたりとか、そういった期間があるものですから、そういうのを係数をもって、環境省で示されている係数があるのですけれども、それをもって計算した結果、500トン規模のものが必要だというふうになっておりますので、実際、令和元年度比で12.5%削減すれば、おっしゃるとおり365日焼却炉を使えば500トン規模はなくてもいいと思いますけれども、今はそういうことではなく、休止しなければいけない期間があるということで、500トン規模の焼却炉が必要だというふうに考えているところであります。

あとは、焼却炉の形式ですけれども、その基準ということでしたけれども、これについては、まさに熔融炉であれば助燃剤が必要であるとかということがありま

すし、カーボンニュートラルの流れ、そういったものを先ほどもお答えいたしましたけれども、客観的ないろんな面から評価し、御意見をいただくということで、まず議論をしていただくということなので、組合のほうから先に基準を示してしまおうというのではなくて、委員の方々からこういった考え方があって、これがいいのではないかみたいな御意見をいただいて、最終的に判断をするということになるというふうに考えております。

あとは、CO<sub>2</sub>の削減とか、そこ辺りの判断も丸投げするのかというふうな話でしたけれども、決して丸投げするつもりはなくて、最終的にちゃんと組合のほうで責任を持って、こういった意見を踏まえて判断をしていくというふうに考えております。

生ごみやプラスチックの資源化につきましては、現段階では今取り組んでいるものはそのまま継続し、そしてどこまでできるかということ早く決めていかなければいけないだろうというふうに考えております。プラスチックにつきましても、容器包装だけではなく、製品プラスチックも施設稼働までにはちゃんとやるのだというふうな計画にしておりますので、それについてもきちんと取り組んでいかなければいけないというふうに考えているという段階であります。

あとは、最後は建設の予定地のほうですけれども、これについては整備予定地については令和3年3月24日の協議会において、盛岡インターチェンジ付近を選定ということにしたわけなのですけれども、よりもう少し詳しく申し上げるならば、国道46号南側の盛岡市道から雫石川堤防付近まで及び送電線から東側のエリアを中心というふうに考えているところでございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 質問回数が限られていますからですけれども、1つは環境アセスについて、単年度で発注だと。そうすると、単年度ごとに成果品をいただいて、それを積み重ねるのですか。普通、環境影響評価というのは一つの製品として出されて、影響評価書が示されるということなのですけれども、単年度ごとに発注して、単年度ごとに環境影響評価書が示されるのでしょうか。そういうのは、ちょっと記憶にないのですが、その点確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、最後にお話になられた場所についてですけれども、以前から今お話しになったエリアについて示されていたとは思いますが、つまり今回その中のここに建てるのだと。当然用地買収も必要になってきますし、ということになるわけですから、その測量なのかと。つまりそこが確定して、その測量なのかということをお聞きしたので、改めてその点は確認のためにお聞きしたいと。

それから、先ほどストーカと溶融にすることによって、総事業費に大きな乖離があるということではないかというふうにお聞きをいたしまして、できればその事業費についてもお示しいただきたいとお願いを申し上げましたが、私が盛岡市議会の12月議会でお尋ねした際に、ストーカ炉の場合には1,049億8,600万円だと、溶融炉の場合は1,153億7,500万円と試算しているというふうにお答えになっていらっしゃるんですが、そうなりますと形式の違いによって総額で100億円以上も変わってくるわけです。まず、どっちがいいか、委員の方からどっちがいいのか聞くというお話でしたけれども、総事業費で100億円も違うことを丸投げするのですかということをお聞きしているのです。そこについて、ちょっとその額についても、私が今申し上げたことで間違いがないかどうか含めてお示しをいただきたいと。

最後に、この共同処理の中で、収集運搬は各市町だと。ごみ処理というのは、やっぱり分別、収集、中間処理。中間処理も、焼却から中間処理して資源化、そして最終処分と、これ一連の事業がごみ処理行政だと思うのです。しかも、一番大事なことは住民の方がどう出すのか、それをどう分けて資源化するのか、ここが一番の肝なのだろうというふうに思うのですけれども、これを、収集について各市町の責任にしたと。そうすると、経費に差が出るから、ならしを行うという事業になっているわけですけれども、これはどうしてそうなったのかなということもあって、それらの統一もごみ処理基本計画の中では検討が必要ではないのかなというふうに思うわけですけれども、その点。

そして、先ほど協議が始まったと言われる焼却以外の中間処理、最終処分。これもごみ行政の一環ですから、切り離してということは基本的にはあり得ないだろうというふうに思うのですけれども、それらについて御見解を伺いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） お答え申し上げます。

まず、1点目のアセスの関係ですけれども、大変申し訳ございませんでした。単年度ではなくて、残り3年間についてはまとまった契約としてやっていただく。最初の方向性をつくるどころだけは別にして、検討していただいて、残り3年間はまとめて連続してやらなければいけないというふうに、そのようにさせていただくということでしたので、申し訳ありません、訂正させていただきたいと思えます。

◎事務局次長（森田晋君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 森田事務局次長。

◎事務局次長（森田晋君） 私のほうからは、事業費、ストーカと溶融の場合の事業費について御説明申し上げたいと思えます。

今の時点でのストーカ炉の全体事業費、これは令和5年度から令和28年度までのトータル24年間の事業費ということなのですが、この間の事業費については874億6,600万円と見込んでおります。なお、この中には28年度末の時点で、まだ未償還となっている地方債の29年度以降の償還額という部分は含んでおりませんので、その部分については、達したものについてはまた別途算定をしなければならないのかなというふうに存じております。

これに対しましてと申しますか、今のはストーカ炉であります。これを溶融炉とした場合はどうなるのかというふうなことでありますが、こちらですとストーカ炉よりも、今の算定でいきますと81億円ほど高くなりまして、955億7,300万円というふうに、あらあらですけれども、そのように算定しているところであります。なお、これに対しまして、他も同様に28年度末の時点での地方債の償還残を加えることとなりますので、それを加えるとまた別の数字になってくるのかなというふうに考えておりますが、今その分はちょっと手元にはないものですから、後ほど、また別途算定したいと、そのように考えております。

以上でございます。

◎5番（庄子春治君） ちょっと、私、会議録に基づいて額を示して、それに間違いがないかと聞いているのです。

◎事務局次長（森田晋君） 失礼いたしました。盛岡市議会で御質問いただいて御答弁したときは、それは最新の試算でお答えしておいたものであります。今申

し上げましたものは、今般の予算編成を踏まえまして、補正（第1号）ベースで事業費を入れ替えたもので、それを積み上げて算定していくと、このような数字になるというふうなことです。またちょっと全体事業費への変更が生じてくると、そのような内容で見込んでいるということでもあります。

以上でございます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 次の質問でございましたけれども、測量についてですけれども、測量する場所というのは決まっているわけではなくて、大体ここ辺りということですか、ちょっと測量法。当然発注する場合にも、我々としては地積とか、そういうのは確認をした上で、ここからここまでをお願いしますというふうにはするわけですが、これで建設する場所ががっちり決まったという状態で発注といいますか、測量するというものではまだございません。

あとは、先ほど漏らしましたけれども、基本計画のところでは中間処理であるとか、そういったものの方向性を決めて計画とかを策定するべきではないかということだったと思うのですが、中間処理とかについては、現在のところまだ組合の業務ではございませんので、検討協議会で、まずそこでもんで、それが組合の業務として取り組むのだということになったときには、その基本計画はまた変えなければいけないと思いますが、現在のところは取りあえず焼却処理と、あとは収集に関しての計画と、あとはそれに関連する事項として記載すべき事項を記載していくということになろうかと思えます。ということで、そういった意味では全部、今段階では少し限定されたもので、全てに、全体的に網羅した形の基本計画というふうには、組合の計画ではそういうふうにはならないだろうというふうに思います。

あとは、収集のほうですけれども、これは市町で責任であるということですが、一番身近に取り組むのが各市町でありまして、組合のほうで収集運搬までやるということになりますと、むしろ逆に目が届かないというようなところがあるだろうということで、それについては市町で収集をやって、そしてそれを持ってきてもらおうと。あくまでも組合というのは、焼却に関しての処理を効率的に進めていくということには、1か所でやるということが効率的なのだというふ

うな判断の下に進めているというのが組合ということですので、収集については各市町でお願いし、それについての費用についてはなるべく公平になるようにということで、その事務を組合のほうで少し調整のほうはやっていこうというふうにしているものであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） 建設場所の測量に関してですけれども、登記業務とかかなり詳しい業務の中身になっているのです。図面もきちっと作っていくと、こういう委託になっています。これは、国庫補助3分の1の対象ということで示していますので、もしこれまだ特定ではないということになって、またいざ決定するときはずれたと、場所が。こういうことがあったときに、国庫補助というのは使えるのですか。かなり正確な測量なり、やることに関して国庫補助が出るのではないかと思いますので、本当にまだ確定されていないとか、決定されていないのか、そこをもう一度確認したいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ずれた場合にどうなるのかということについては、どうなる、正直なところ、今分からないのですけれども、ずれないようにまずはやっていくということで、おおむねここ辺りだなということで、実際その周辺の、一つ一つの周辺のところまでがっちり決まっているわけではありませんよという意味で申し上げたので、大体大きくはここ辺りというところについては間違いなところで、そこに建設はしていきたいというふうには考えているところであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 7番高橋悦郎君。

◎7番（高橋悦郎君） ここで、基準点設置及び現地測量業務委託というのがありまして、平面図も作ると、縦断図も作ると、横断図も作ると、こういうふうになっているのですけれども、かなり具体的ですよ。これは、ひょっとしたら、先ほど事務局長おっしゃったようなあれで、こういうのは作れるのでしょうか。ここにもう設定しているというのであれば、それはそれで説明していただきたい

のですけれども、いかがですか。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） お答えいたします。

平面図につきましては、想定しているエリア全体の状況を把握するために測量するものであります。全体のエリアの縦断、横断については、全体的な場所の中でどこの場所がプラントなりを建てるのに適しているかというのを考えるために縦断、横断をやりまして、造成の測量の参考とするためにやるというものでございます。その測量等につきましては、国庫補助の対象になるということでございます。

以上でございます。

◎8番（藤原治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 8番藤原治君。

◎8番（藤原治君） 1点伺います。

債務負担行為のほうにないので、スケジュール感をお聞きしたいのですけれども、測量及び登記等業務とある、その「登記等」というのは、登記に必要な図面を作るとのことなのか、登記まで行うということだと絶対違うと思うのですけれども、その内容について伺いたいと思います。それが今年度中の事業として、どこまでどうやるのかというのについて伺いたいと思います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 業務委託での「登記等」ということを書いておりましたが、法務局に用地取得等の登記、地積更正等の登記するというところまではいかないで、地積の測量までということになります。単年度で考えている事業でございます。

以上です。

◎8番（藤原治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 8番藤原治君。

◎8番（藤原治君） すみません、再確認。登記はしないという内容のスケジュールということによろしいかについて、再度確認させてください。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 法務局への登記ということは、今年度はしないスケジュールになってございます。

以上でございます。

◎18番（戸塚美穂君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 18番戸塚美穂さん。

◎18番（戸塚美穂君） 先ほど500トン規模の説明があったと思うのですが、きちんとこれは計算されて出された数字だというふうに認識しております。ただ、今の説明では少し足りなかったなというふうに思うのが、大事な視点、なぜこれ500トン出したのかという算出なのですが、災害ごみについての説明という、これはすごく大事だと思います。この説明が抜けていると、どうして500トン規模かというところが不足になると思うのです。きちんとした説明のほうをよろしく願いたいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 申し訳ございませんでした。先ほどの説明の中で、確かに災害ごみの分が50トン入っているということについては、説明を飛ばしてしまいました。申し訳ございませんでした。災害ごみを含めて500トンということで予定をしているというものです。なるべく我々としても、この施設規模というのは小さくすればするほど事業費も減ると思いますので、それについてはなるべく再計算、あとは最近のごみの減少の状況であるとか、そういったものを含めて計画する中で検証して、確認して進めていきたいというふうに思います。

◎9番（日向裕子君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 9番日向裕子さん。

◎9番（日向裕子君） ちょっと確認させていただきたいのですが、先ほど総事業費ということで金額を示されたのですが、私の解釈とすれば、先ほどから数名の方がおっしゃったように、その総事業費の中に、例えば施設を選定する上でも中間処理の仕方とか、最終処分の仕方とか、ごみの分別など、様々なものを入れ込まないと、いわゆる「総」という形にならないと思うのです。ですから、



確認したいのは、組合の事業の中に、最終的にというか、そのようなものを盛り込んでいただけるのかどうか。というのは、例えば仮に細かく分別したとしても、プラスチックとかペットボトルが東南アジアとか中国から返されるという状況があります。ですから、世界的な規模でいろんなものを考えなければいけないと思いますので、その辺を確認したいと思います。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 総事業費ということでありましたけれども、まず現在の、今総事業費と我々が言っているのは、あくまでも焼却処理と中継運搬、それに関する費用の総事業費ということでありまして、議員御指摘のありました最終処分であるとか中間処理とか、そういったものは全体としてまとめて検討していくことは必要だと認識しておりますので、この組合とは別に設置する検討協議会でどうするかというのを検討、コンサルさん、業者なんかにも委託して方向性を見いだして、その上で組合としてやっていく必要があるとなった場合には組合の規約に位置づけて、それも取り組みまして、そのときにはその分も含めた事業費を足していかなければいけないと思っております。ですから、現段階での組合での総事業費というのは、あくまでも焼却施設の建設であるとかランニングコスト、そういったものにかかる分での総事業費というふうになってございます。

◎9番（日向裕子君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 9番日向裕子さん。

◎9番（日向裕子君） それでは、検討委員会のほうではもろもろの中間処理とか最終処分の話とかいうのも、きちんと最終的に検討されるということに解釈してよろしいでしょうか。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） 廃棄物処理につきましては、取りあえずは焼却処理というのを8市町で一緒にやろうということになって今取り組んできたわけですが、この話をしてくる過程において、やはり焼却だけではないのだという認識があったからこそ、この検討協議会を設置して中間処理とか最終処分についても話をしていきたいと思いますということにしたものでありますので、その結果とし

て今度どうするかというのはまたその検討結果をお待ちいただきたいと思います。

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 5番庄子春治君。

◎5番（庄子春治君） 議案第19号に対して反対の立場で意見を述べます。

組合臨時会、議案第19号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について反対の立場で意見を述べます。本予算で新施設整備に着手する各委託契約が予算化されています。問題は、この間の8市町による広域化推進協議会の議論で先送りとされてきた課題について、そのまま見切り発車しようとしていることでもあります。

第1に、施設規模及び焼却処理方式についてであります。焼却方式の選択によって事業費総額で、先ほどの説明では八十数億円と答弁がありましたが、それには最後まで償却する起債償還額が含まれておりません。起債償還は、28年度以降も続くのであります。それも含めると、100億円以上も幅があるのです。にもかかわらず、これについて何ら評価もせずコンサルに丸投げすると、これは問題です。そして、熔融炉を選択に残していることは、助燃剤にコークスを燃やし、何でも燃やす、こういうことからごみ減量、資源化に消極的な傾向が指摘されており、カーボンニュートラルの視点からも問題が残るものであります。

また、施設規模について1日500トンという、この想定は平成26年に策定した基本構想以来、一貫しているのです。減量について、当初から考慮された施設規模ではなかったと私は認識しております。新しい施設稼働までの間に12.5%のごみ減量を行うという計画となっていることからすれば、この500トンという規模の見直しも必要になってくるものであります。これについてもコンサルに任せようとしていることでもあります。

第2に、共同処理するに当たって、本来は分別収集についても統一を検討すべきですが、それが先送りされ、それぞれの市町に任せるとなっていることでもあります。これまでの処理で、各市町の大きな違いがある主なものは、生ごみであり、プラスチックであり、古着などです。この統一については、先が見えておりません。とりわけ生ごみは、盛岡市の場合は可燃ごみの40から50%を

占めており、減量、資源化の大きな課題になるわけであります。管内の先進自治体では、分別、資源化を行っています。このままでは、その後退も懸念されるのではないのでしょうか。また、プラスチックについては、循環型社会形成推進地域計画で新施設稼働までの間にプラスチック製品の一括回収、商品化を各市町の全域で実施するとされています。プラスチックを燃やすことによって発生するCO<sub>2</sub>の削減もカーボンニュートラルへの大きな課題となっていますが、しかしこの実現の見通しは全く立っていないのではないのでしょうか。広域が必要だと言うならば、これらの課題を解決して進むべきではないのでしょうか。

第3に、共同処理から収集運搬が各市町に残されましたが、そしてその負担を平準化するという方針ではありますが、先ほど御説明あったように、それは各市町及びこれまでの組合で、住民との間で定着してきた、こういう分別や収集体制の違いがあると、より住民に身近なところでやるべきだというお答えをされましたけれども、本来ごみ処理、廃棄物行政の基本は、収集運搬から中間処理、最終処分までの一連の工程の中で分別、資源化を徹底し、環境に配慮した処理を行うことでもあります。

今日も御出席されておられる副管理者のある町長さんは、「ごみは分別（ぶんべつ）、人は分別（ふんべつ）」ということを掲げられましたが、私は名言だと思っています。混ぜればごみ、分ければ資源です。そのためには住民には負担と御苦勞をおかけしなければなりません、だからこそ行政と住民が協力し合って協議を重ねながら、一緒になって取り組む必要があるのであります。それがごみ行政ではないのでしょうか。広域化共同処理が必要だというのであれば、そのための方針を明確にして推進すべきであり、それらの課題を先送りにするのではなく、事業推進の前にさらに検討が必要ではないのでしょうか。これらを積み残した本予算には賛成できかねると。

以上、反対の意見とさせていただきます。

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第19号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第28、議案第20号「指定金融機関の指定について」及び追加議事日程第29、議案第21号「盛岡広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の2件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

◎事務局長（小原勝博君） 議長。

◎議長（遠藤政幸君） 小原事務局長。

◎事務局長（小原勝博君） ただいま上程されました議案第20号及び議案第21号について御説明申し上げます。

議案第20号資料をお開き願います。指定金融機関の指定についてであります、株式会社岩手銀行を組合の指定金融機関として指定しようとするものであります。

次に、議案第21号資料をお開き願います。情報公開・個人情報保護審査会条例の専決処分に関し承認を求めることについてであります、個人情報の保護に関する法律並びに盛岡広域環境組合情報公開条例において準用する盛岡市情報公開条例の規定により、専決処分により、令和5年4月1日付で審査会を設置したものであります。

以上で議案第20号及び議案第21号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同、御承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（遠藤政幸君） これより議案審議を行います。

議案第20号及び議案第21号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（遠藤政幸君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第20号「指定金融機関の指定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「盛岡広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の専決処分  
に関し承認を求めることについて」を採決します。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（遠藤政幸君） 起立全員です。

よって、議案第21号はこれを承認することに決しました。

以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期臨時会を閉会します。

午後5時10分 閉 会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

盛岡広域環境組合議会臨時議長 谷 上 知 子

盛岡広域環境組合議会議長 遠 藤 政 幸

盛岡広域環境組合議会議員 中 野 孝之助

盛岡広域環境組合議会議員 豊 村 徹 也